

地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

(通則)

第1条 地域少子化対策重点推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 交付金は、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、自治体が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 こども家庭庁長官は、都道府県が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費（以下「総事業費」という。）のうち、交付金の交付の対象としてこども家庭庁長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

(1) 地域少子化対策重点推進事業

- ア (別紙)「地域少子化対策重点推進交付金実施要領」（以下「実施要領」という。）の別記1により都道府県が行う事業（以下「別記1の都道府県事業」という。）
- イ 実施要領の別記1により市町村が行う事業に対し都道府県が交付金を交付する事業（以下「別記1の市町村事業」という。）

(2) 結婚新生活支援事業

- ア 実施要領の別記2により都道府県が行う事業（以下「別記2の都道府県事業」という。）
- イ 実施要領の別記2により市町村が行う事業に対し都道府県が交付金を交付する事業（以下「別記2の市町村事業」という。）

2 補助対象経費の区分、基準額、対象経費及び補助率は別添表1及び表2のとおりとする。

3 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

(1) 都道府県事業に対する交付金の額は、次により算出した額を合算した額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 第1項の(1)のアに掲げる別記1の都道府県事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

別添表1の第1欄に定める都道府県事業区分で、第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄の補助率を乗じて得た額を合計した額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。

イ 第1項の(2)のアに掲げる別記2の都道府県事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

別添表2の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄の補助率を乗じて得た額を比較して少ない方の額とする。

(2) 市町村事業に対する交付金の額は、次により算出した額を市町村ごとに合算した額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を合算したものとする。

ア 第1項の(1)のイに掲げる別記1の市町村事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

別添表1の第1欄に定める市町村事業区分で、市町村ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄の補助率を乗じて得た額を合計した額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。

イ 第1項の(2)のイに掲げる別記2の市町村事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

市町村ごとに別添表2の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄の補助率を乗じて得た額を比較して少ない方の額とする。

(申請手続)

第4条 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1による交付申請書を別途定める日までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方

消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第5条 こども家庭庁長官は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第2による交付決定通知書を都道府県知事に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に別紙様式第3による交付申請取下書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

（契約等）

第7条 都道府県知事は、補助事業のうち、別記1の都道府県事業及び別記1の市町村事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、こども家庭庁長官に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、補助事業のうち、別記1の都道府県事業及び別記1の市町村事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（変更申請手続）

第8条 都道府県知事は、交付決定後に申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ別紙様式第4による変更交付申請書をこども家庭庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

2 こども家庭庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 都道府県知事は、補助事業を中止又は廃止する場合は、別紙様式第5による中止（廃止）承認申請書をこども家庭庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

2 こども家庭庁長官は、前項の申請書の提出を受け、中止又は廃止を承認した場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第 10 条 都道府県知事は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別紙様式第 6 による事業遅延報告書により速やかにこども家庭庁長官に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 都道府県知事は、補助事業の遂行及び支出状況についてこども家庭庁長官の要求があったときは、速やかに別紙様式第 7 による事業状況報告書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 都道府県知事は、補助事業を完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日（第 9 条により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 30 日を経過した日）又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに別紙様式第 8 による事業実績報告書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 13 条 こども家庭庁長官は、前条の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、別紙様式第 9 による額の確定通知書により都道府県知事に通知する。

2 こども家庭庁長官は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第 14 条 都道府県知事は、前条の規定に基づく交付対象事業等に係る交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第 10 により速やかにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

2 こども家庭庁長官は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第15条 交付金は、第13条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第11による概算払請求書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づき、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(交付決定の取消し等)

第16条 こども家庭庁長官は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づくこども家庭庁長官の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 こども家庭庁長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 こども家庭庁長官は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 都道府県知事は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 18 条 取得財産等のうち適正化令第 13 条第 4 号の規定により、こども家庭庁長官が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、こども家庭庁長官が定める期間とする。

3 都道府県知事は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別紙様式第 12 による財産処分承認申請書を提出し、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

第 19 条 都道府県知事は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(交付金調書)

第 20 条 都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別紙様式第 13 による調書を作成しておかなければならない。

(間接補助に対して付すべき条件)

第 21 条 都道府県知事は、市町村の長に交付金を交付するときは、第 7 条から第 20 条（第 13 条及び第 15 条を除く。）までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(別添表1)

補助対象経費の区分及び補助率

○地域少子化対策重点推進事業（令和6年度当初予算）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
都道府県事業	66,666千円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	2/3(注1) 1/2(注2)
市町村事業	政令指定都市・中核市・特別区 1市区につき 20,000千円 上記以外の市町村 1市町村につき 10,000千円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	2/3(注1) 1/2(注2)

注1：実施要領別記1第2の1(1)に該当するもの。

注2：実施要領別記1第2の3(1)に該当するもの。

○地域少子化対策重点推進事業（令和5年度補正予算）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
都道府県事業	150,000千円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	3/4(注1、2) 2/3(注3) 1/2(注4)
市町村事業	政令指定都市・中核市・特別区 1市区につき 45,000千円 上記以外の市町村 1市町村につき 22,500千円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	3/4(注1) 2/3(注3) 1/2(注4)

注1：実施要領別記1第2の1（2）に該当するもの。

注2：実施要領別記1第2の2に該当するもの。

注3：実施要領別記1第2の1（1）及び3（2）に該当するもの。

注4：実施要領別記1第2の3（1）に該当するもの。

(別添表 2)

補助対象経費の区分及び補助率

○結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1) 夫婦共に婚姻日における 年齢が 29 歳以下の世帯 (一世帯当たり) 400 千円 (2) 上記 (1) 以外の世帯 (一世帯当たり) 200 千円 (3) 実施要領別記 2 に定める 対象となる世帯イに対す る補助額 (1) ~ (3) の合算額	結婚新生活支援事業の実施に必要な 扶助費、補助金及び交付金	2 / 3

○結婚新生活支援事業（一般コース）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1) 夫婦共に婚姻日における 年齢が 29 歳以下の世帯 (一世帯当たり) 300 千円 (2) 上記 (1) 以外の世帯 (一世帯当たり) 150 千円 (3) 実施要領別記 2 に定める 対象となる世帯イに対す る補助額 (1) ~ (3) の合算額	結婚新生活支援事業の実施に必要な 扶助費、補助金及び交付金	1 / 2

別紙様式第 1

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付申請額

〔 内訳

金	千円
都道府県事業 金	千円
市町村事業 金	千円

2 添付書類

- (1) 地域少子化対策重点推進交付金所要額調 (様式 1-1)
- (2) 地域少子化対策重点推進交付金実施計画総括表 (様式 1-2)
- (3) 地域少子化対策重点推進交付金実施計画書個票 (様式 2-1)
- (4) 地域少子化対策重点推進交付金積算内訳書 (様式 2-2)
- (5) 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本

地域少子化対策重点推進交付金(令和6年度実施事業)所要額調

都道府県名

自治体名	総事業費		寄付金その他の収入額		差引額		対象経費支出予定額		算定基礎額		基準額		交付金所要額		備考
	A	B	C(A-B)	D	E	F	G								
1. 都道府県事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
令和6年度当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地域少子化対策重点推進事業															
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
令和5年度補正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地域少子化対策重点推進事業															
補助率3/4のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2. 市町村事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
市町村事業(令和6年度当初)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
市町村事業(令和5年度補正)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
令和6年度当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地域少子化対策重点推進事業															
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
令和5年度補正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地域少子化対策重点推進事業															
補助率3/4のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3. 合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計(令和6年度当初)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計(令和5年度補正)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- (注)
- 1 B欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 - 2 E欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額に別添表に定める補助率を乗じた額(円未満切り捨て)を記入すること。
 - 3 F欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
 - 4 G欄には、E欄とF欄を比較して少ない方の額を記入すること。都道府県又は市町村ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。
 - 5 「備考」欄には、結婚新生活支援事業を実施する際には新規見込世帯数(年齢別内訳)、継続補助見込世帯数及び継続補助の対象経費を記入し、変更交付申請の際には当該変更部分がかかる字句を記載すること。
 - 6 金額がない場合には「0」を記入すること。

(分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (分) 個票

自治体名 (都道府県:)
 本事業の担当部局名

事業メニュー			
区分			
関連事業メニュー			
個別事業名		新規／継続 (一般財源での実施も含む)	
実施期間	～	事業開始年度	年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	円		
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2			
個別事業の内容 ※(注)3			

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

地域少子化対策重点推進交付金交付決定通知書

年 月 日付け 番 号で申請のあった地域少子化対策重点推進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、年 月 日付け 番 号こども家庭庁長官通知の別紙「地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の第3条に定める事業であり、その内容は 年 月 日付け 番 号 申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費、経費の配分及びこれらに対応する交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

総事業費		金	円
うち 都道府県事業		金	円
市町村事業		金	円
交付決定額		金	円
うち 都道府県事業		金	円
市町村事業		金	円

3 交付金の額の確定は、交付要綱の第3条に定める交付額の算定方法により行うものである。

4 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の第12条に定めるところにより行わなければならない。

5 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とする。

別紙様式第3

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金申請取下げについて

年 月 日付 第 号で交付の申請を行った標記交付金の実施については、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

年 月 日

2 申請を取り下げる理由

別紙様式第4

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金の変更交付申請について

年 月 日付け 番 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	今回追加交付（一部取消）申請額	金	千円
	内訳 交付金既交付決定額 変更後交付金所要額	金	千円
		金	千円

		交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付(一部 取消)申請額 (B)－(A)
		千円	千円	千円
地域少子化対策重点 推進交付金				
内 訳	都道府県事業			
	市町村事業			

2 変更を必要とする理由

3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

(注)最後に受けた交付決定通知書(写)を添付すること。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金の中止(廃止)承認申請について

年 月 日付け 番 号で交付決定のあった標記事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第9条第1項の規定に基づき申請する。

記

1 既交付決定額

2 中止(廃止)を必要とする理由

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金の事業遅延について

年 月 日付け 番 号で交付決定のあった事業に遅延等が生じたので、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第10条第1項の規定に基づき報告する。

記

1 自治体名

2 個別事業名

3 既交付決定額

4 支出済額

5 支出未済額

6 遅延理由及び発生年月日

【理由】

【発生年月日】

7 交付金事業の進捗状況(遅延に対して採った措置等)及び完了の予定

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金状況報告について

年 月 日付け 番 号をもって報告を求められた〇〇事業の遂行状況について、下記のとおり報告する。

記

1. 事業の遂行状況(年 月 日現在)
2. 事業に要する経費の収支状況
3. その他参考となる事項

(注)

- 1 「事業の遂行状況」については、本交付金の補助対象事業の実施状況のみの記入で差し支えない(既存事業や他の補助金等を活用した事業に関する状況の記入は要しない。)
- 2 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金の事業実績報告について

年 月 日付け 番 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 地域少子化対策重点推進交付金精算書(様式1-1)
- 2 地域少子化対策重点推進交付金実施報告総括表(様式1-2)
- 3 地域少子化対策重点推進交付金実績報告書個票(様式2-1)
- 4 地域少子化対策重点推進交付金支給実績内訳書(様式2-2)
- 5 歳入歳出決算書(見込書)抄本
- 6 都道府県知事が市町村長へ発出した額の確定通知書(写)
- 7 こども家庭庁長官が都道府県知事へ最後に発出した交付決定通知書(写)
- 8 補助事業に係る実施要綱・実施要領等(様式除く)
(補助金を支出する事業を実施した場合)

地域少子化対策重点推進交付金(令和6年度実施事業)精算書

都道府県名

自治体名	総事業費		寄付金その他の収入額		差引額	対象経費支出額		算定基礎額	基準額	交付金所要額	交付金交付決定額	交付金受入済額	交付金額	精算額	備考	
	A	B	C(A-B)	D		E	F									G
1. 都道府県事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
令和6年度当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策 重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和5年度補正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策 重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率3/4のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2. 市町村事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村事業(令和6年度当初)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村事業(令和5年度補正)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和6年度当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策 重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和5年度補正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策 重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和6年度当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策 重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和5年度補正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策 重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率3/4のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3. 合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計(令和6年度当初)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計(令和5年度補正)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1 B欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 2 E欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額に別添表に定める補助率を乗じた額(円未満切り捨て)を記入すること。
 3 F欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
 4 G欄には、E欄とF欄を比較して少ない方の額を記入すること。都道府県又は市町村ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。
 5 J欄には、G欄とH欄を比較して少ない方の額を記入すること。
 6 「備考」欄には、結婚新生活支援事業を実施する際には支給世帯数が分かる字句を記載すること。
 7 金額がない場合には「0」を記入すること。

(分) 地域少子化対策重点推進交付金 実績報告書 (分) 個票

自治体名 (都道府県:)
 本事業の担当部局名

事業メニュー			
区分			
関連事業メニュー			
個別事業名		新規／継続 (一般財源での 実施も含む)	
実施期間	～		事業開始年度 年度
交付決定額 ※(注)1	円	対象経費支出額 ※(注)2	円
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け ※(注)3			
個別事業の内容 ※(注)4			

	KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)5				
参考指標 ※(注)6	項目	単位	直近の実績	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8				
委託契約の有無及び契約方式 ※(注)9				

(注)

1「交付決定額」には、交付決定時の対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。

2「対象経費支出額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。

3「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

4「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

5「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

6「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

9「委託契約の有無及び契約方式」には、委託契約の有無及び有の場合には契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

支給実績内訳書

1. 地方自治体名		
2. 個別事業名	交付決定額：	円
	対象経費支出額：	円
3. 流用元の事業の名称 (流用した場合のみ)	<input type="checkbox"/> 他の事業から経費を流用した場合にはチェック	

4. 本個別事業に要する費用及びその内訳

No	経費区分	経費区分毎の内訳	実績額	実績額		計画額 (交付対象事業費)
				交付対象事業費	交付対象外事業費	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
計			0	0	0	0

(経費区分ごとの合計)

区分	諸謝金	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費
計画額	0	0	0	0	0	0
実績額	0	0	0	0	0	0
区分	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金	補助金	計
計画額	0	0	0	0	0	0
実績額	0	0	0	0	0	0

番 年 月 日

都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

地域少子化対策重点推進交付金の額の確定について(通知)

年 月 日付け 番 号をもって実績報告の提出があった標記交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、交付すべき交付金の額を確定したので、同条の規定に基づき、通知する。

記

交付すべき交付金の額 円

番 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 番 号で額の確定の通知があった交付金について、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第 13 条の規定による交付金額の確定額
(年 月 日付け 番 号による交付すべき交付金の額) | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3-2) | 金 | 円 |

(注) 事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金概算払請求書

年 月 日付け 番 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記により金 千円を概算払によって交付を受けるため、
地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求する。

記

年 月 日現在

区 分	交付決定済額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 $A - (B + C)$	事業完了 予定 年 月 日
地域少子化対策重点 推進交付金					

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

補助金等に係る財産処分承認申請書（機械器具等）

補助金等に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の規定により、下記のとおり承認して下さるよう関係書類を添えて申請する。

記

1 処分の内容

事業名	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	処分 内容	処分予定 年月日
				円	円				

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) その他参考資料

別紙様式第13

地域少子化対策重点推進交付金調書

年度 所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額	交付率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

別 紙

地域少子化対策重点推進交付金実施要領

1 目的

少子化の進行は、結婚や妊娠、出産など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されるものである一方、高齢化の進行と相まった人口構造の変化は、我が国の社会経済システムにも深く影響し、経済社会の持続可能性を危うくするという点で、大きな社会的課題となっている。

本事業は、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、自治体が行う少子化対策の取組を支援するものである。若い世代が結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備するために、地域の実情・課題に応じて自治体を実施する取組を重点的に支援することで、地域における少子化対策を推進することを目的とする。

なお、本事業の実施に当たっては、引き続き「こども大綱」及び「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）の趣旨を踏まえた対応を行うこととする。

2 事業構成及び事業内容

地域における少子化対策の推進のため、地域の実情・課題に応じた少子化対策を推進し、若い世代が結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備するために、自治体を実施する別記1に掲げる各事業メニューのいずれかの項目に該当する事業を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、自治体が、新規に婚姻した世帯を対象に行う別記2に掲げる結婚新生活支援事業を支援することとする。また、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が本事業を実施することにより、地域の実情と課題に応じた少子化対策を行うものとする。

本事業の実施に当たっては、自治体における少子化対策全体の中において、その事業がどういった位置付けにあるかを明らかにし、効果検証のための KPI（重要業績評価指標）を設定することが求められる。

3 実施方法

地域少子化対策重点推進交付金は、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

（1）別記1の事業

ア 本事業の実施に先立ち、都道府県は事業実施計画を策定し、市町村は、都道府県が定める計画に沿って事業実施計画を作成するものとする。事業実施計画には、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱別紙様式第1様式1及び2により、（ア）個別事業名、（イ）所要見込額、（ウ）実施期間、（エ）自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付け、（オ）個別事業の内容、（カ）少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、（キ）参考指標、（ク）個別事業の重要業

績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、（ケ）他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法、（コ）民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法、（サ）その他必要事項を記載すること。

なお、都道府県及び市町村は、計画策定に当たって、経済団体、自治会連合会等住民を代表する者など、幅広い関係者の意見に配慮するものとする。

注）（ア）「個別事業名」には、事業内容を端的に表す名称をつけること。

（エ）「自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付けを記載すること。特に、当該個別事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。

（オ）「個別事業の内容」には、個別事業の具体的内容を記載し、当該個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

（カ）「少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、自治体の少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標を、達成予定時期を含め記載すること。

（キ）「参考指標」には、各都道府県（市町村）の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、必要に応じて、その推移を記載すること。

（ク）「個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での個別事業の位置付けを踏まえ、当該個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標を設定し、達成予定時期を含め記載し、効果検証を実施し、その結果を報告すること。また、過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定した KPI を踏まえた KPI を設定すること。

（ケ）「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

（コ）「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

イ 都道府県は、自ら策定した計画及び当該都道府県内の市町村が策定した計画をこども家庭庁に提出し、計画内容及び事業実施についてこども家庭庁と協議すること。また、協議を経た計画を、交付決定後、速やかに公表すること。

ウ こども家庭庁は、都道府県及び市町村の策定した計画の承認に当たり、あらかじめ

当該個別事業について、計画が地域の課題に対応して高い効果が見込まれるものとなっているか、結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組に当たっては、「結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組の参考指針」（平成29年12月26日内閣府子ども・子育て本部統括官決定）（以下「参考指針」という。）及び「地域少子化対策重点推進事業における結婚支援センターの設置運営指針」（令和3年3月25日内閣府子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当）決定）（以下「設置運営指針」という。）の内容に沿ったものとなっているか等に関し、十分に精査するとともに、必要に応じて外部有識者の審査を経るものとする。

エ 都道府県及び市町村は、必要がある場合には、こども家庭庁と協議の上、計画を変更することができる。この場合、変更後の計画を、交付決定後、速やかに公表すること。

オ 本事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、地域における少子化対策の推進を図ることを目的として、効果的・効率的にこれを行うものとする。

（2）別記2の事業

ア 本事業の実施に先立ち、都道府県は事業実施計画を策定し、市町村は、都道府県が定める計画に沿って事業実施計画を作成するものとする。事業実施計画には、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱別紙様式第1様式1及び2（2-2を除く。）により、（ア）個別事業名、（イ）所要見込額、（ウ）実施期間、（エ）自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付け、（オ）個別事業の内容、（カ）少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、（キ）参考指標、（ク）個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、（ケ）他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法、（コ）民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法、（サ）その他必要事項を記載すること。

注）（ア）「個別事業名」には、事業内容を端的に表す名称をつけること。

（エ）「自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付けを記載すること。特に、当該個別事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。

（カ）「少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、自治体の少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標を、達成予定時期を含め記載すること。

（キ）「参考指標」には、各都道府県（市町村）の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、必要に応じて、その推移を記載すること。

（ク）「個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での個別事業の位置付けを踏まえ、当該個別

事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標を設定し、達成予定時期を含め記載し、効果検証を実施し、その結果を報告すること。また、過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定した KPI を踏まえた KPI を設定すること。

(ケ)「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

(コ)「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

イ 都道府県は、自ら策定した計画及び当該都道府県内の市町村が策定した計画をこども家庭庁に提出し、計画内容及び事業実施についてこども家庭庁と協議すること。また、協議を経た計画を、交付決定後、速やかに公表すること。

ウ 都道府県及び市町村は、必要がある場合には、こども家庭庁と協議の上、計画を変更することができる。この場合、変更後の計画を、交付決定後、速やかに公表すること。

エ 本事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、地域における少子化対策の推進を図ることを目的として、効果的・効率的にこれを行うものとする。

4 実施主体

(1) 別記1の事業

ア 実施主体は、都道府県又は市町村とし、その責任の下に本事業を実施するものとする。

イ 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じ、当該都道府県又は市町村が適切と認める法人又は法人以外の団体に事業の実施を委託することができる。この場合において、委託を行う都道府県又は市町村は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも都道府県又は市町村であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。その際、結婚等は個人の自由な意思に基づくものであり、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりする内容になっていないかなど、事業が参考指針の内容に沿ったものとなっているか留意すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

ウ 都道府県又は市町村は、委託契約を締結するに当たっては、当該都道府県又は市町村の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とし、これによりがたい場合であっても、各都道府県又は市町村の財務規則等に基づく適正な手続によりこれを行うこと。

エ 都道府県又は市町村は、地域の実情や今後の取組体制の構築等を勘案し、特段の事

情がある場合には補助事業により実施することができる。その際には、補助事業により実施する必要性につき、実施計画に記載すること。

(2) 別記2の事業

実施主体は都道府県又は市町村とし、その責任の下に本事業を実施するものとする。

5 事業実施期間

本事業は、交付決定年度末までに事業を完了することとする。ただし、本事業の翌年度への繰越しが認められた場合は、翌年度末までに完了することとする。

6 事業実施に当たっての留意点

(1) 別記1の事業

ア 本事業の実施に当たっては、「こども大綱」及び「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえるほか、下記(ア)の基本的な考え方に十分留意するとともに、取組に応じて、下記(イ)から(エ)にそれぞれ十分留意すること。

(ア) 基本的な考え方

- a. 「男性は結婚して一人前である」、「女性は早く結婚しなさい」などの言動に表れる性別役割分担意識等の特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがないように、男女共同参画部局など関係部局と広く連携するほか、必要に応じて有識者の助言を得るなどの措置をとること。
- b. 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態等があることなどに配慮すること。
- c. 結婚を希望する人が必ずしも支援を必要としているとは限らず、誰から、どのような内容の支援を受けたいかについては様々であることに留意すること。また、結婚につながる活動に対する支援を受けることが苦痛であると捉える人もいることに留意すること。
- d. 「個の侵害」に当たるようなものは厳に慎むこと。
- e. 本事業の実施に当たり、個人情報を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令を遵守し、取扱いには十分に注意すること。

(イ) 自治体に取り組む場合のその他の留意点等

- a. 企業・団体・学校等への特定の価値観の押し付けや従業員等に対する押し付けとならないよう留意すること。
- b. 企業・団体・学校等の取組は、取り組まないことも含めて、あくまでも自主的な判断によるものであって、自治体がそれを直接・間接に強いることがあってはならず、取り組むか否かによって企業・団体・学校等が不利益を被ることがないことを明示すること。
- c. 取組に当たって留意すべき点について、自治体や企業・団体・学校等の担当者向け研修等の実施等の支援を行うことなど、その周知の徹底を図ること。

d. その他、事業内容に応じてこども家庭庁において提示する留意点を踏まえて実施すること。

(ウ) 企業・団体・学校等が取り組む場合のその他の留意点等

a. 企業の実情（立地、男女比、職場環境等）は多様であり、企業が支援に取り組むに当たっては、個の侵害に当たるようなものは厳に慎む前提で、自社において実施可能な範囲を判断する必要があること。

b. 取組に当たって留意すべき点について、企業・団体・学校等の担当者向けに定期的に研修等を実施するなど、その周知の徹底を図ること。

c. 社内に設けられたセクシュアルハラスメント等の相談窓口担当者等の助言を得ること。

d. 取組に当たっては、企業が進めているダイバーシティ（多様性）経営と相まって進めていくことが重要である。

e. その他、事業内容に応じてこども家庭庁において提示する留意点を踏まえて実施すること。

(エ) 企業・団体・学校等に対する取組に当たってのその他の留意点等

a. 企業・団体・学校等への特定の価値観の押し付けや従業員等に対する押し付けとならないよう留意すること。

b. 企業・団体・学校等の取組は、取り組まないことも含めて、あくまでも自主的な判断によるものであって、自治体がそれを直接・間接に強いることがあってはならず、取り組むか否かによって企業・団体・学校等が不利益を被ることがないことを明示すること。

c. 取組に当たって留意すべき点について、自治体や企業・団体・学校等の担当者向け研修等の実施等の支援を行うことなど、その周知の徹底を図ること。

イ 事業の計画に当たっては、交付決定年度終了時点に、各自治体において少子化対策全体の効果検証を行うことを見据え、本事業終了後も引き続き実施できるよう、他の結婚支援等の少子化対策に係る制度や予算の活用等も視野に入れ、長期的展望に立った検討を行うこと。

ウ 民間で類似の事業を行っている場合には、当該事業との連携を図るなど、民業圧迫とならないように留意すること。

エ 所要額の算定に当たっては、こども家庭庁が別に定める費用の範囲内で各都道府県又は市町村の財務規則等に定める謝金等の単価を使用するとともに、財務規則等に単価の定めのない費用を算定する場合には、複数の者から見積書を徴する、標準価格を調査するなどにより、適正に所要額を算定すること。

オ 当該事業の対象経費についての留意点は、下記のとおりである。

(ア) 対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とするが、この事業が交付決定年度末までの事業であること等に鑑み、職員の人件費（事業に伴う会計年度任用職員の人件費を除く）は対象外としていること。なお、翌年度への繰越しが認められた場合は、翌年度末までの事業となる。

- (イ) (ア)と同様の理由から、備品購入は真に必要と認められる場合のみ対象とし、事業の実施に当たって備品を活用する際は、まず、リース・レンタル等、購入によらない方法を検討すること。
- (ウ) 個人への金銭給付などによる個人の負担を直接的に軽減する事業に要する経費は対象外としていること。
- (エ) 他の国庫負担金、補助金又は交付金の交付の対象となる事業及び従前より自治体単独事業として実施してきた既存事業に要する経費は対象外としていること。
- (オ) 施設整備に要する経費は対象外としていること。

(2) 別記2の事業

本事業の実施に当たっては、下記に十分留意すること。

- ア 対象経費は、事業の実施により、新規に婚姻した世帯に対し直接給付した経費とし、事業の実施に係る関係行政機関の人件費等は対象外としていること。
- イ 「結婚祝い金」等の用途を限定しない給付は対象外としていること。
- ウ 他の国庫負担金、補助金又は交付金の交付の対象となる事業及び従前より自治体単独事業として実施してきた既存事業に要する経費は対象外としていること。

7 事業の検査等

- (1) こども家庭庁長官は、事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県及び市町村に報告を求め、又はこども家庭庁職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) こども家庭庁長官は、(1)の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県又は市町村に対して、事業の中止、変更又は適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

8 事業の事後評価

事業の事後評価については、別に定める様式により事業実施主体である都道府県又は市町村が作成する。なお、都道府県知事からこども家庭庁長官への報告期限については、別に定める。

9 事業の中止

事業が次のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止すること。

- (1) 7(2)により事業の中止を命ぜられた場合
- (2) 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合
- (3) 事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合

(4) その他適切と認められない場合

別記1 地域少子化対策重点推進事業

第1 事業構成

地域少子化対策重点推進事業の構成は、以下のとおりとする。

1 地域結婚支援重点推進事業

(1) 一般メニュー

(2) 重点メニュー

ア 自治体間連携を伴う取組

イ AIを始めとするマッチングシステムの高度化

ウ 地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実

エ 客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援推進モデル事業

オ 若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー

2 結婚支援コンシェルジュ事業

3 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

(1) 一般メニュー

(2) 重点メニュー

ア 自治体間連携を伴う取組

イ 地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成

ウ 男性の育休取得と家事・育児参画の促進

エ 多様な働き方の実践モデルの取組

オ 子育て家庭やこどもとの触れ合い体験

カ ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

第2 事業内容

1 地域結婚支援重点推進事業

(1) 一般メニュー

ア 結婚支援の取組を行う結婚支援センター等の開設・運営、同センター等におけるマッチングシステムの構築等により、各地域における結婚支援の基盤を整備するための取組（ただし、施設整備に係る部分は除く。）

イ 各地域において結婚支援を行うボランティア等（マリッジサポーター等）の育成、組織化、交流体制の構築等により、各地域で結婚を希望する者が適時適切に相談できるような体制の整備や、新たなマッチングを実現するための取組

ウ その他、各地域において結婚を希望する者の希望の実現を支援するための取組

※ 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント開催については、他の2つ以上の結婚支援の取組と有機的に連携することで、全体として高い効果が見込まれるものであること（ただし、飲食費については対象としない）。

(2) 重点メニュー

ア 自治体間連携を伴う取組

複数の自治体の連携により、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成といった総合的な結婚支援の取組を広域的に実施する取組のうち、以下の要件をいずれも満たすもの。

なお、複数の自治体の連携とは、都道府県間、同一都道府県内の市町村間の連携に限らず、都道府県と複数の市町村、都道府県を跨ぐ市町村間の連携を含む。

(ア) 参加自治体等により構成される地域が抱える課題を解決する場合（以下「協議会等」という。）を設け、取組の実施方法や効果、地域における課題の共有を図ること。協議会等は、より幅広く当該地域における地域の実情・課題や取組を共有し、地域における今後の取組全般を協議する場とすること。なお、設置に当たり、参加自治体等により構成される既存の会議等の場の活用を妨げるものではない。

(イ) 参加自治体による「実質的な協働」（費用、役務の分担）が認められるものであること。単に「関係者が協力して取り組む」とだけ規定され、費用、役務の分担が不明確である取組、又は啓発イベントのチラシをウェブサイトに掲載するのみの取組、若しくは窓口に設置するのみの取組等は「実質的な協働」があるとは認められない。

(ウ) 連携は、新たに自治体間連携を開始するものに限らず、既存の自治体間連携を拡大するものや、既存の自治体間連携により新たな分野・事業内容に取り組むものも対象とする。既存の自治体間連携により本事業を実施する際は、これまでの取組から明らかになった課題を解決するための改善策が盛り込まれていること。

(エ) 複数の自治体が連携して取り組むことで、自治体毎に取り組むよりも、より効果的・効率的な取組となることが見込まれること。

イ AIを始めとするマッチングシステムの高度化

自治体の結婚支援センターで使用するマッチングシステムについて、利用者のマッチングの可能性を高めるためAIの活用等によって機能の高度化を図り、効果的な結婚支援を行う取組（新たなシステムの構築又は購入利用、既存システムの改修及びこれらのシステムの運用習熟を含む。ただし、施設整備は除く。）

(ア) AIの活用やビッグデータ連携等、利用者のマッチングの可能性を高めるための高度な機能を有するシステムを用いた取組であること。

ウ 地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実

地方公共団体が行う結婚支援の更なる質の向上を図るため、結婚支援ボランティア等が効果的な活動を進めていく上で必要となる知識、能力やその育成方法を明確化した結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用し、自治体の結婚支援センターの相談員やボランティア、仲人（無償の場合に限る）等の多様な担い手の育成を図るとともに、結婚を希望する者のニーズに応えるため、いつでも悩みに寄り添い、

切れ目ない伴走型結婚支援を実施できる体制を構築する取組

- (ア) 結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムをもとに、地域や対象者の実情に応じた育成計画を策定すること。
- (イ) 育成計画の内容に沿った研修等を実施し、結婚支援ボランティア等を育成すること。
- (ウ) 結婚に関する相談や、交際や成婚につながるための結婚支援ボランティア等による伴走型結婚支援について、利用者が対面で相談（オンライン面談（画面上で対面）を含む）でき、切れ目ない支援ができる体制を整備し実践すること。

エ 客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援推進モデル事業

自治体の創意工夫による結婚支援の取組を推進するため、客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援の取組をモデル事業として実施する取組

- (ア) 「少子化対策地域評価ツール」や「結婚支援等の更なる推進のための調査研究」等によるデータの収集・分析、具体的な対応策の検討等を行い、事前に具体的な取組内容を決定した上で、結婚支援の取組を実施すること。併せて、当該事業の効果検証の方法も事前に決めておくこと。
- (イ) 当該事業の効果検証は、事業実施の翌年度末までに、交付金を活用して有識者からの意見聴取を含む形で行い、その成果・課題等はこども家庭庁に報告するほか、ホームページで公開するなどにより全国の自治体へも共有すること。

オ 若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー

学生や若い世代が、将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識や情報を総合的に習得（結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等）するとともに、将来のライフデザインを希望を持って描くことができるよう、双方向の対話により自ら考えながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れたセミナーやワークショップ等を実施することにより、個々人の希望の実現につなげる取組

- (ア) 学生や若い世代が、将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識や情報を総合的に習得（結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等）する機会を提供すること。また、結婚、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描くことができるよう、双方向の対話により自ら考えながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れ、将来のライフイベントについて考える機会を提供すること。
 - (イ) 参加者によるワークショップや報告会を実施することで、多様なライフデザインに触れる機会を創出するなど、地域において事例を共有し、更なる取組の推進につなげること。
- ※ 結婚、子育てが個人の自由な意思決定に基づくものであることは当然の前提であり、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。

2 結婚支援コンシェルジュ事業

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、次に掲げる取組を実施することにより、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに国・自治体・地域の連携を強化する取組

- (1) 管内市区町村、企業、地域団体等への訪問及び現状把握
- (2) 管内市区町村等が実施するイベント、セミナー、広報への助言・立会等による協力
- (3) 結婚支援業務未実施管内市区町村への働きかけ
- (4) 関係先（管内市区町村、管内結婚サポートセンター、企業等）との情報共有
- (5) その他、各市区町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するために必要と認められる業務

3 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

(1) 一般メニュー

ア 各地域において、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に向けた基礎として、地域の関係者間の情報共有、地域における課題の抽出・分析等を行う取組

イ 出産直後の男性の休暇取得や男性の家事・育児への参画を促進する機運を醸成するための取組

ウ 主に若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を提供し、考える機会を持たせる取組

エ 主に若い世代が乳幼児と触れ合う体験を通じて、子育てなどに対する理解を深めるための取組

オ 企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援

カ その他、各地域において、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に向けた、当事者及びその他の社会のあらゆる構成員の意識や行動の改革をもたらそうとする取組

※ 結婚の希望を応援する機運の醸成の取組として、フォーラムの開催や動画を作成する際などには、結婚を希望しない人や、結婚を希望していても結婚支援を受けることを苦痛と捉える人もいることなどに配慮し、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。

また、広報媒体を作成する際などには、男女共同参画部局などの関係部局、専門家等の助言を得ること。

※ オの企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援は、次の（ア）から（カ）に掲げる取組のいずれかに該当する取組を対象とする。なお、計画・実施に当たっては、

下記 a から f までの要件を全て満たすこと。

(ア) 多様なロールモデルの提示などライフプランニング支援

(イ) 希望する者に対する自治体の事業に関する情報提供

(ウ) ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児参画等の推進に資する多様な交流の機会（※）の提供

(※) 以下の要件を満たすもの。

交流で扱うテーマがワーク・ライフ・バランスや家事・育児参画等の推進など、性別役割分担意識の解消や働き方改革等に資する内容であること。

(エ) 保育施設等と地域・地域住民との共生、課題解決に向けた取組

(オ) 仕事と結婚・子育てとの両立支援のための環境整備

(カ) その他、効果的な取組として自治体の調査研究等により認められた取組

- a. 自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援であることが計画等に位置付けられ、自治体の結婚の希望を叶える環境整備に向けた課題に対応するための取組であること。
- b. 地域の実情に応じた取組であること。
- c. 企業の取組については、複数企業等の共同・連携による取組であること。
- d. 自治体は、企業・団体・学校等に助言を行う窓口を設置すること。
- e. 企業は、社内等に設けられたセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置として設置する相談窓口担当者等の助言を得ること。
- f. 企業・団体・学校等による取組への支援を行う際の補助要綱等の策定に当たっては、男女共同参画部局などの関係部局や有識者等の助言を得ること。

(2) 重点メニュー

ア 自治体間連携を伴う取組

複数の自治体の連携により、ライフプランニング支援、男性の家事育児支援、広報・啓発といった結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を広域的に実施する取組のうち、以下の要件をいずれも満たすもの。

なお、複数の自治体の連携とは、都道府県間、同一都道府県内の市町村間の連携に限らず、都道府県と複数の市町村、都道府県を跨ぐ市町村間の連携を含む。

(ア) 参加自治体等により構成される地域が抱える課題を解決する場（以下「協議会等」という。）を設け、取組の実施方法や効果、地域における課題の共有を図ること。協議会等は、より幅広く当該地域における地域の実情・課題や取組を共有し、地域における今後の取組全般を協議する場とすること。なお、設置に当たり、参加自治体等により構成される既存の会議等の場の活用を妨げるものではない。

(イ) 参加自治体による「実質的な協働」（費用、役務の分担）が認められるものであ

ること。単に「関係者が協力して取り組む」とだけ規定され、費用、役務の分担が不明確である取組、又は啓発イベントのチラシをウェブサイトに掲載するのみの取組、若しくは窓口を設置するのみの取組等は「実質的な協働」があるとは認められない。

- (ウ) 連携は、新たに自治体間連携を開始するものに限らず、既存の自治体間連携を拡大するものや、既存の自治体間連携により新たな分野・事業内容に取り組むものも対象とする。既存の自治体間連携により本事業を実施する際は、これまでの取組から明らかになった課題を解決するための改善策が盛り込まれていること。
- (エ) 複数の自治体が連携して取り組むことで、自治体ごとに取り組むよりも、より効果的・効率的な取組となることが見込まれること。

イ 地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成

社会を構成する多様な主体がそれぞれの立場で結婚・子育てを応援していく姿勢を持ち、社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成を図るため、結婚を希望する人や子育て世帯を応援する取組を、多様な主体を巻き込みながら実施する取組

- (ア) 次に掲げる取組のうち2つ以上のものを同年度内に実施すること。
 - a. こどもまんなか月間（5月・11月）と連携し、5月又は11月に、結婚・子育てを応援する機運醸成を図る情報発信・啓発活動等
 - b. スマートフォンアプリやSNS等を活用し、結婚・子育てに関するプッシュ型の情報配信と、気軽にいつでも悩み等を相談できる体制を構築する取組
 - c. 地域の企業・店舗の協賛を得ながら、結婚・子育て家庭に対する優待サービスや乳幼児連れへの応援サービス等を提供する取組
 - d. 多様な子連れ世帯等の外出・移動支援を行い、地域全体で子育てを応援する機運を醸成する取組
- ※ 結婚・子育ての当事者である若い世代に対する特定の価値観の押し付けやプレッシャーを与えるものとならないように、若い世代の目線に立った情報発信を心がけること。

ウ 男性の育休取得と家事・育児参画の促進

男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を進め、あわせて男性の家事・育児参画を促進するため、企業や当事者に対する機運醸成や意識改革等の取組を複合的に実施する取組

- (ア) 企業に対する取組については、地域経済団体との連携等により、男性の育児休業取得や家事・育児参画に関心の低い企業にも参画を促す取組とすること。
- (イ) 当事者（男性、父親）に対する取組については、「とるだけ育休」となることを防ぐため、当事者の参加により家事・育児に対する意識改革やスキルアップを図るものとする。

エ 多様な働き方の実践モデルの取組

子育てと仕事の両立やワーク・ライフ・バランス等の観点から、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の普及促進を図るため、地域において次に掲げる取組をモデル事業として実施する取組

(ア) 子連れテレワークの支援

(イ) 子連れコワーキングスペースの導入

(ウ) 子連れ出勤の支援

- a. 多様な働き方を新たに実践する企業や地域を選定した取組であること。
- b. 多様な働き方実践のための環境整備に対して支援を行うこと。
- c. 取組の実施を踏まえ、マニュアルの作成やセミナー等の開催及びSNS等での発信により、他の企業や地域における取組の普及を促進するものとする。

オ 子育て家庭やこどもとの触れ合い体験

若い世代が家庭や地域で乳幼児等とふれあう機会が少なくなっていることから、日常生活において継続的に乳幼児等とふれあうことにより、命の大切さや子育てに関心を持つ機会を提供するとともに、子育て家庭に対しても社会とのつながりの場を提供することで、結婚・子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を図る取組

(ア) 次に掲げる取組のうちいずれかを実施すること。

- a. 若い世代が乳幼児等と直接ふれあう体験をすることにより、命の大切さや、乳幼児との関わり方等について学び、結婚・子育てについての理解を深める取組
- b. 若い世代が子育て世帯を訪問し、子育て・家事の体験や子育て世帯との意見交換等を行うことを通じて、結婚・子育てを応援する機運を醸成する取組

(イ) 報告書等を作成し、地域世帯全体を対象とした情報提供・広報を実施すること。

カ ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

地域の実情に応じてこれまで行ってきた結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組等の少子化対策の取組について、その影響や効果を再点検し、次年度以降の効果的な事業の実施につなげる取組

(ア) 地域の実情・課題を踏まえて、どのような調査を行う必要があるか検討するとともに、調査結果を活用して、どのように地域の結婚支援等の推進につなげるか念頭において調査研究内容を決定すること。

(イ) 調査分析結果の見える化のため、報告書等を作成し、地域住民へ情報提供するとともに、調査研究結果を踏まえ、地域における少子化対策の効果を上げるための戦略を策定するなど、次年度以降の効果的な事業の実施に反映させること。

別記2 結婚新生活支援事業

第1 事業構成

結婚新生活支援事業の構成は、以下のとおりとする。

- 1 結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）
- 2 結婚新生活支援事業（一般コース）

第2 事業内容

- 1 結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）

新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用に係る支援

(1) 対象となる費用

ア 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用であって、それぞれ以下に記載する要件を満たすもの。

(ア) 婚姻に伴う住宅取得費用

- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- ・ 売買契約書、工事請負契約書等により契約内容が確認できること。
- ・ 交付決定年度4月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。
- ・ 婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。

(イ) 婚姻に伴う住宅のリフォーム費用

- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該リフォームを行う住宅の住所となっていること。
- ・ 工事請負契約書又は請書により契約内容が確認できること。
- ・ 交付決定年度4月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。
- ・ 婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであること。
- ・ 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用については対象外とする。

(ウ) 新規の住宅賃借費用

- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- ・ 賃貸借契約書により契約内容が確認できること。

- ・ 交付決定年度4月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。
- ・ 婚姻を機に新たに物件を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であること。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額を、それぞれ対象となる費用から控除する。

イ 婚姻に伴う引越費用（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。）であって、以下の要件を満たすもの。

- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- ・ 交付決定年度4月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び現に支払った金額を領収書等により確認すること。

（2）対象となる世帯

ア 新規に婚姻した世帯（交付決定年度の前年度1月1日以降で、結婚新生活支援事業を実施する都道府県又は市町村が定める日から都道府県又は市町村の事業終了日までの申請日時点において、婚姻届を提出し受理された夫婦をいう。以下同じ。）であって、夫婦共に婚姻日（婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。以下、同じ。）における年齢が39歳以下かつ下記により算出した世帯の所得が500万円未満であるもの。ただし、夫婦の一方又は双方が、過去に本交付金による補助を受給したことがある場合（他の自治体での受給を含む。）は、補助の対象としない。

イ 交付決定年度の前年度に結婚新生活支援事業による補助の決定（他の自治体での決定を除く。）を受けた世帯であって、その受給額が、当該補助を決定した自治体が定める1世帯当たりの補助上限額に達しなかったもの。

（新規に婚姻した世帯及び夫婦の婚姻日における年齢の確認方法）

新規に婚姻した世帯から申請を受けた都道府県又は市町村は、申請世帯について、戸籍抄本や婚姻証明書等の婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により、新規に婚姻した世帯に該当するか否か及び夫婦の婚姻日における年齢を確認すること。

（世帯の所得の算出方法）

所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書（以下「所得証明書」という。）をもとに、都道府県又は市町村が定める年の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

(3) 世帯への補助上限額

ア (2) アに規定する世帯

- 1 世帯当たりの補助額(分割して補助をする場合は、事業期間内の補助額の合算)
- ・夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 600千円
 - ・上記以外の世帯 300千円

イ (2) イに規定する世帯

当該補助を給付した自治体が交付決定年度の前年度の1世帯当たりの補助上限額として定める額から交付決定年度の前年度執行予算による受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

2 結婚新生活支援事業(一般コース)

都道府県主導型市町村連携コースの規定を準用する。

第3 実施要件

都道府県主導型市町村連携コースの実施自治体は、下記1から5までの内容を全て満たす都道府県における、3に規定する連携自治体とし、これに該当しない場合は、一般コースとする。

- 1 都道府県が、結婚新生活支援事業を実施する市区町村の面的な拡大方策を策定すること。
- 2 地域の実情・課題や取組を共有し、地域における今後の取組全般を協議する協議会等を設置すること。
※協議会等は原則、管内全自治体が参画するものとする。
- 3 都道府県が「地域結婚支援重点推進事業」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業」又は「結婚支援コンシェルジュ事業」の取組を実施し、結婚新生活支援事業実施市区町村と連携すること。
- 4 都道府県が、3に規定する連携自治体の協力の下、結婚新生活支援事業の認知度向上のための広報を実施すること。
- 5 こども家庭庁が実施する事業の実施状況に関する調査等(フォローアップ)に協力すること